



内閣府

公益信託ワークショップ 第二回



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年9月19日
内閣府公益法人行政担当室

実施の目的

ガイドライン等の作成にあたっての**具体的な事業モデルやニーズの把握**、制度利用促進に向けた**横展開可能なモデル事例の創発**を主な目的とする

プログラム案

No	日付	プログラム内容	発表者
1	9/3(水) 14時～16時半	・ 団体活動紹介、公益信託への期待（団） ・ 公益信託の制度／ガイドライン説明（内）	各団体 内閣府
2	9/19(金) 13時～15時半	・ 事業案検討内容の発表（団） ・ 発表に対する討議、有識者コメント（内）	各団体 内閣府、有識者
3	10/6(月) 15時半～18時	・ 信託契約書(要綱)、事業計画書検討結果（団） ・ ワークショップを通じた制度への提言（団）	各団体 内閣府、有識者

※3回目終了後、1時間ほどの軽い懇親会を計画しております。御予定合う方は御参加をお願いします。



目次

1. はじめに	P 2
2. 団体紹介	P 10
3. 公益信託 制度説明	P 89
4. 今後のアナウンス	P 91

参加者の御紹介

東京都生活文化局都民生活部管理法人課

公益信託担当 半田拓 様

法務省民事局第一課

参事官 古谷真良 様

※ほかりモートにて施行準備研究会参与、内閣府職員が
10名前後参加しております

第二回 タイムテーブル

Time		Agenda	Speaker
13:00	(5分)	はじめに	内閣府
13:05	(70分)	団体発表（前半）＋会場討議 ・団体発表 15分/団体×3団体 ・会場討議 25分 ①全国こども食堂支援センター・むすびえ ②ちくご川コミュニティ財団 ③長野県みらい基金	3団体
14:15	(70分)	団体発表（後半）＋会場討議 ・団体発表 15分/団体×3団体 ・会場討議 25分 ④キッズドア ⑤全国フードバンク推進協議会 ⑥泉北のまちと暮らしを考える財団	3団体
15:25	(5分)	第3回のアジェンダ・宿題の説明	内閣府

本日資料は開催報告として公表予定です。
 非公表スライド・箇所があればご連絡お願いします。

2. 団体発表 前半（1団体 15分）

1. 全国こども食堂支援センターむすびえ
2. ちくご川コミュニティ財団
3. 長野県みらい基金
4. キッズドア
5. 全国フードバンク推進協議会
6. 泉北のまちと暮らしを考える財団

5分前、2分前、終了で案内を出します

⑤検討を通じての不明点や意見、感想など



- ✓ 改めて社会的には意味がある制度改正だと理解。多様な社会参加の機会にもなりうる。良い事例を作っていきたい。認知向上に向けても皆さんと協力して取り組みたい。
- ✓ 「こども食堂」業界に取って、活動がしやすい地域環境を作っていくための機会につなげたい。特に、中間支援団体の基盤強化や地域連携の強化につなげられると良い。
- ✓ 一方で、受け入れるための中間支援団体の基盤構築も必要になってくる。専門家等による伴走支援体制の構築が必要。
- ✓ 金融機関等の公益活動への理解促進・さらなる具体的な活動の機会にもつなげたい
- ✓ 今回、地域金融機関との連携の事業案を作成したが、むすびえが専門家チームを構築して、伴走するスキームも考えられる。
- ✓ ノウハウや情報収集・ナレッジ共有も可能に。内閣府へも期待。

⑤ 不明点

- 公益信託にかかる事務負担がまだ見えないため、信託報酬に見合うのかの判断が難しい
- 信託管理人の選任プロセス、業務負担や信託報酬額の判断
- 公益信託にかかる委託者側の負担感
- 公益信託を踏まえた潜在的委託者のニーズ分析が必要(地域における可能性が分からない)
- 潜在的委託者や連携先(金融機関、法人等)に公益信託を知ってもらう機会をどのように作っていくか
- 公益信託を実現する導線設計をどのように整えるのか
- 公益信託による地域内の助成先団体との関係性の変化(受託者が別事業で助成する可能性のある団体、信託管理人が弊財団の場合、公募・審査にあたり利益相反関係などに注意が必要と思われる)

5. 検討を通じての不明点や意見



任意団体の「受託者能力」に関する判断基準

財団が信託管理人となる場合、受託者である任意団体（古文書愛好会）の能力（特に事務・財務能力）を、行政庁はどのように判断するのか、具体的な評価基準や事例を知りたい。



公益目的の定義

「歴史・文化の保存と記録」のように、特定の分野に特化した活動が、いかにして「不特定かつ多数の者の利益の増進」に資するのか、その判断における行政庁の具体的な考え方や視点を伺いたい。

3. 団体発表 後半（1団体 15分）

1. 全国こども食堂支援センターむすびえ
2. ちくご川コミュニティ財団
3. 長野県みらい基金

4. キッズドア

5. 全国フードバンク推進協議会

6. 泉北のまちと暮らしを考える財団

5分前、2分前、終了で案内を出します

8. 本公益信託形成・遂行にあたっての課題

形成するにあたっての課題・要望事項

- ・ 認可申請時に提出が必要な書類の簡素化をお願いします。
可能であれば、極力、NPO法で規定された資料の流用で済ませることが可能になることをお願いします。
- ・ 信託契約時にかかる受託候補者側の費用について、形成後、必要経費として計上する（管理費への計上）ことをお認めいただきたい。

運用されるにあたっての課題・要望事項

- ・ 建物から得る収入を事業に充当可能にすること。
例) 階上の部屋を困窮世帯の家庭に貸出することで得る賃貸収入を活動費に充当可能とする。
もしくはスペースを社会貢献活動に活用する目的で賃貸する。
- ・ 他の企業・法人からの寄付を本事業に充当させること。
(但し、経理は分別管理する。)
- ・ 定期書類関係について、提出が必要な書類の簡素化をお願いします。
極力NPO法で規定された資料の流用で済ませることが可能になることをお願いします。

⑤ 検討を通じての不明点や意見

■不明点・懸念点

● 倉庫の維持・運営コストの負担

- ・ 税金・維持費・管理人報酬などは基本的に受託者（フードバンク）が負担するため、事前に費用を見積もり、キャッシュフローを検討する必要がある。
- ・ 財源確保の方法としては、
 - ①従来の倉庫家賃削減で相殺、②寄附や助成金で補填、③施設の一部活用による収益化が考えられる。
- ・ ただし、多くのフードバンクは収益事業を行っておらず、③は現実的に難しい場合が多い。

● 信託管理人の担い手・役割の不透明さ

- ・ 現状では信託管理人は士業の方を想定しているが、中間支援団体も選択肢になりうる。
- ・ ただし、受託者＝加盟団体、信託管理人＝協議会となる場合、以下の懸念がある。
 - ① 利益相反：受託者と信託管理人（協議会）の利害が一致するため、
公平・中立な立場から監督できないおそれがある
 - ② 第三者性：中間支援団体と加盟団体という関係性は独立性が不十分と見なされる恐れ
 - ③ 公益性 ：一部団体に利益が偏れば公益性を損なう可能性

⑤検討を通じての不明点や意見

1. 公益信託への理解促進
 - 士業、資産家、信託銀行など制度改革への理解促進（大阪では士業などと公益信託を強化するコミュニティの活性化のための勉強会など企画している）
2. 申請・提出書類の多さと複雑さへの懸念
 - 「子ども食堂」のような小規模な活動を念頭に置いた場合、迅速な準備と申請は困難ではないか（寄付者ニーズが顔の見える団体にニーズが有る）
 - オンライン申請の推進や、「誓約書」「承諾書」などの書面提出を極力減らし、オンラインチェックなどどれくらい対応されるのか？
3. 受託者の「経理的基礎」に関する要件への疑問
 - 個人が受託者になる場合に、様式第二号で定める財産・収入状況の調書が詳細すぎないか不安（子ども食堂など寄付者ニーズが顔の見える団体にニーズが有る）
 - 会計帳簿の提出・公表義務について、計算書類の基礎となる「信託帳簿（会計帳簿）」まで行政庁に提出するのが理解できるが、公表することが義務付けられている点について公益法人なみの公表する様子が不安。会計帳簿の提出・公表義務はなく、公益信託にのみこれを課すのは受託者に求め過ぎではないか？
4. 信託行為に定めるべき事項の多さと細かさへの懸念
 - 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の基準や手続き、合議制の機関を置く場合の詳細な規定、利益相反行為に関する定めなどが、柔軟な運営を阻害しないか不安が残ります。今回のケースの団体の場合は対応できるイメージがつかない
 - 新しい公益信託制度がより多くの人々にとって利用しやすく、民間の公益活動を活性化させるという法の趣旨を実現するために、現場の実務に即した柔軟な制度設計になっているのか不安が強くなりました。ガイドラインの重要性もよく理解できました。
5. 関連法令の所轄庁への調整
 - ワンストップで対応できることはないか？（内閣府地域住宅団地再生事業では用途地域への特例、高さ制限hの特例など内閣府さんで、原則特例措置を周知なさっています）
 - 国税庁への寄付税制や遺贈寄付など制度が使われるから周知がなされると現場からは見えますが、国税庁とのコミュニケーションも気になります。

4. 第3回（報告会）に向けたアナウンス

実施の目的

ガイドライン等の作成にあたっての具体的な事業モデルやニーズの把握、制度利用促進に向けた横展開可能なモデル事例の創発を主な目的とする

プログラム案

No	日付	プログラム内容	発表者
1	9/3(水) 14時～16時半	・ 団体活動紹介、公益信託への期待（団） ・ 公益信託の制度／ガイドライン説明（内）	各団体 内閣府
2	9/19(金) 13時～15時半	・ 事業案検討内容の発表（団） ・ 発表に対する討議、有識者コメント（内）	各団体 内閣府、有識者
3	10/6(月) 15時半～18時	・ 信託契約書(要綱)、事業計画書検討結果（団） ・ ワークショップを通じた制度への提言（団）	各団体 内閣府、有識者

※3回目終了後、1時間ほどの軽い懇親会を計画しております。御予定合う方は御参加お願いします。

1

第三回報告会の発表資料 締切：10月2日(木)

- 第三回は最終報告会として、ブラッシュアップした事業案の報告を予定
- 報告書様式（後述）の構成にて報告資料を準備いただきたい
- 報告書内容を内閣府側でも研究会資料や外部講演などで活用を予定するため、ほか公開可能かつほか団体も理解しやすい整理をお願いしたい

2

モデル契約・事業計画書の作成 締切：10月6日(月)

- 検討成果物として、事業案をもとにモデル契約（要綱）・事業計画書を作成いただきたい
- モデル契約（要綱）は現時点で充足可能な内容を埋めていただき、今後内閣府側でモデル契約策定を推進する中で適宜ご相談に対応いただきたい

① 第三回報告会の発表資料

報告書内容を施行準備研究会や外部講演会などにおいて参考ケースとして紹介していきたいと考えています

報告書アジェンダ内容

1. 事業概要サマリ
2. 寄附者および寄附財産情報
3. 受託者および信託管理人
(能力や役割)
4. 事業体制図と公益事務内容
5. 公益信託を使う理由や
地域・領域にもたらず価値
6. 今後の検討に求めること
(ガイドラインや広報、外部連携への提言・要望など)

右側掲載のサンプルは、第二回報告資料において各要素に近いイメージの資料を参考として掲載しています

1

3. 想定される事業案と体制 事業案：「〇〇古文書公益信託～歴史・文化の保存と記録」

信託目的	地域に眠る歴史・文化遺産（特に個人の家や地域に伝わる民間史料）の発掘、読み解き、記録、公開・活用を目的とする事業を行う非営利団体に、中長期的な視点から安定的に助成を行う。
受益者	上記の公益活動を行う、不特定かつ多数の非営利団体。
主な支援活動	- 郷土史料のデジタルアーカイブ化と公開 - 古文書の翻刻と研究・普及活動 - 無形文化遺産の記録と継承 - 歴史文化財の活用と普及啓発活動
受託者	地域の古文書愛好会 管理費の負担を軽減し、専門的な活動を推進する団体であるため、公益目的をより明確に達成できる。
信託管理人	公益財団法人 長野県みらい基金 受託者とは独立した立場で、信託財産の健全な管理・運用を監督し、公益目的の達成を担保する。また、受託者（愛好会）の事業負担を軽減するため、財務規律や情報開示に関するアドバイスやサポートを提供する。

3

受託者団体概要と資金調達の課題

NPO法人A	■資金調達の課題 公的な補助の不足 認定NPO法人Aは、民間のフリースクールであるため、公的な補助金がほとんどなく、運営費のほとんどを学費や寄付金で賄っている。				
事業	<table border="1"> <tr> <th>収入規模</th><th>支出規模</th></tr> <tr> <td>1400万円 内訳：事業収入 1000万円 寄付 300万円 助成金 100万円</td><td>1400万円 内訳：学費 1000万円 施設費 300万円 雑費 100万円</td></tr> </table>	収入規模	支出規模	1400万円 内訳：事業収入 1000万円 寄付 300万円 助成金 100万円	1400万円 内訳：学費 1000万円 施設費 300万円 雑費 100万円
収入規模	支出規模				
1400万円 内訳：事業収入 1000万円 寄付 300万円 助成金 100万円	1400万円 内訳：学費 1000万円 施設費 300万円 雑費 100万円				
事業	フリースクール 毎月10名の利用、セミナー事業など 300名参加、入学金5万円/人、学費15万円/人、35,000円/月。 ※既存施設からの移転という課題 現在の活動拠点は古民家。地主の方から安値で借りているという意図が隠れている。しかし、築100年以上の古民家であり、老朽化が進んでいるため、安全に活動を行うためには、修繕や増築が必要で費用がかかる。また、運営資金に余裕がないため、大規模な修繕を行うことが難しい状況です。				
	学費の負担 学費は月額1万円程度で、決して安値ではないため、経済的に厳しい家庭の子どもたちが利用できないという課題 寄付依存のリスク 運営が寄付金に大きく依存しているため、安定的な運営を続けるためには、継続的な寄付が必要となります。しかし、寄付は景気や社会情勢に左右されるため、不安定な要素を抱えている。 活動規模拡大の難しさ 子どもたちのニーズや数が増加する一方で、運営資金が限られているため、スタッフの増員や活動スペースの確保が難しく、活動規模を拡大していく上での制約となっています。				

2

寄附者／委託者の寄附の思い

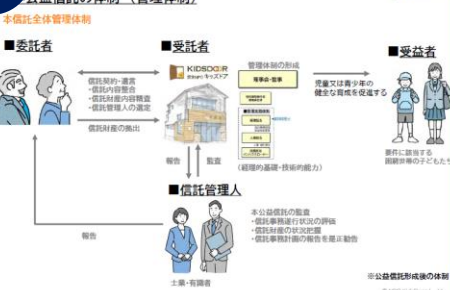
■ 80代、男性。相続人はいない。
子ども時代の思い出。
■ 近所の一家に古書が眠っていたが、見返しができなかった。
■ マンションリノベーションで遺品を譲渡。
■ 子どもが読めるような本を、そんな場所が眠っていてくれる。
■ 子どもも親も何にもないで参加できる。
<https://musubie.org/support/legacy/journey-2>

■ 80代
■ 『亡き兄弟が体験したことをもとに兄の思いをつなげたかった。
■ 自分が幸せだと感じる世界には戦争や辛い思いをしている人たちがいる。
■ それを自分ごととして受ける意志を持つことが大切だと思ふ。
■ 暮らしの小さな小さなスケールなら本当に役に立つと実感できると考えた。
■ 支援を受けた子どもたちが、将来支援する側になっていってほしいと思う
<https://musubie.org/support/legacy/journey-3>

■ 60代、女性。
■ こども食堂という活動を知って、最初はボランティア精神旺盛な方々が訪れることが多かったが、各地に広がっていき、これだけ支援を必要としている子どもたちが多いということに改めて認識させられた。
■ 私共の活動が少しでも役に立つのであれば嬉しいと思ふ。
■ 日々の当たり前の生活が笑顔で過ごせる一助とならなう。

4

公益信託の体制（管理体制）



5

6

検討を通じての不明点や意見

- 意見：今後期待する効果
- 遺体資産の活用を通じて、寄附の多様化と公益信託の普及を促進する
 - ・金融資産以外の不動産寄附という新しい選択法を提示できる
 - ・寄附者が社会課題解決への意欲を高め、参加意欲が高まる
 - ・公益信託制度の認知と活用促進につながる
 - 助成金等の半ば赤字に依存せず、持続可能な物流拠点の確保を実現する
 - ・長期的に利用可能な倉庫を安定的に確保できる
 - ・冷蔵設備などの投資を計画的に進められる
 - ・拠点の安定が人材や組織基盤の強化につながる
 - 平時・災害時を通じた支援体制の強化により、地域の安心を高める
 - ・食品企業や福祉団体と連携し、安定的な支援ネットワークを形成
 - ・災害時には緊急物資供給拠点として即応性を発揮
 - ・食の安心を守る拠点として地域の信頼を高める

① 第三回報告会の発表資料（詳細）

ほかの団体・関係者が理解しやすいように以下のアジェンダを含めていただければと思います。
要素が含まれていれば**適宜わかりやすいストーリーラインの変更や資料追加等**はしていただいて構いません。**可能な限りテキストのみでなく図示を含んでいただけると幸いです。**

No	アジェンダ	記載いただきたい内容
1	事業概要サマリ	公益信託の事業概要 (目的、信託財産、公益事務内容、主なステークホルダーなど)
2	寄附者および 寄附財産情報	寄附者はどんな人で、どのような寄付ニーズがあるか 想定される信託財産の類型や金額はどの程度か
3	受託者および信託管理人 (能力や役割)	受託者および信託管理人は具体的にどのような法人・人になるのか 担う役割や実施体制、どのような実行能力を有するか
4	事業体制図と 公益事務内容	公益信託の事業内容や座組の詳細 ・どのような信託財産をもとになんの公益事務を実施するか ・各ステークホルダーはどのような人や団体が担うか (寄附者、受託者、信託管理人、ほか必要に応じて信託設立の支援やステークホルダーのマッチング支援など)
5	公益信託を使う理由/ 地域にもたらす価値	地域・支援領域の団体に公益信託を紹介する際に ・どのような寄付ニーズに対して公益信託制度が適しているか ・地域・領域から見て公益信託制度が及ぼす価値や将来の可能性
6	今後の検討に求めること	・ガイドラインや申請様式などに求めること ・制度広報や民間連携への要望や支援してほしい点 ・制度の利用促進に向けたポイントの提案 など

②モデル契約・事業計画書の作成

本事業の成果物として、信託契約書（要綱※）と事業計画書の作成をお願いします
※契約書の条文すべてを記載するわけではなく、条文で引用する要点を整理する

信託契約書（要綱）

「特定資産公益信託」の様式を参考に、事業案をもとに契約で定めるべき事項を具体化して記載してください。

番号	項目	内容
1	委託者	氏名：●● 住所：××
2	受託者	所在：×× 名称：●● 代表者：ABC
3	公益信託契約締結日	20●●年●●月●●日
4	行政庁	例1：内閣総理大臣 例2：〇〇県知事
5	公益信託の名称	公益信託●●奨学金基金
6	公益信託の目的	(以下例示) ●●大学・短大・専門学校等の学生への奨学金の給付を 目的とする公益事業を行うこと。
7	公益事務	信託契約書（要綱） イメージ 例3：〇〇県又は××県に所在する 大学及び大学院に在籍し、〇学、×学又は△学を専攻する学生のうち、学業に意欲 を持ち品行方正でありながら経済的に恵まれない学生に対する奨学金の給付（選 考にあたっては、学業成績及び保護者の経済状況の両方を考慮することとする。具体 的な要件については、〇〇〇〇育英会給付規程（募集要項）において定めること とする。） (2) その他、前号の公益事務を行うために必要な事務
8	公益事務を行う区域	例1：日本全国、例2：〇〇県、例3：〇〇県及び××県
9	当初の信託財産	金〇〇円
10	信託財産の交付日	第10条第1項に定める公益信託の効力発生の日以降委託者と受託者が別途合意す

（分量：Word 3枚程度）

事業計画書

公益信託様式は年末までにかけて検討中のため、暫定的に公益法人の事業計画書内容を参考に作成ください

(事業目的) 日本国内外において、自然災害や紛争・戦争により人道危機が発生した際、被災者が安定した環境で尊厳を持って生存・回復できるよう、人道上的要請を最優先し、迅速・効果的・持続的な支援を提供する。 さらに、本事業を実施するため、国内外の関係機関と連携・協力し、支援体制を強化する。公益法人として、広く一般市民が受益できる支援活動および国際協力事業に取り組む。
(事業内容) 1. 国内外の人道支援事業 自然災害および紛争や戦争を起因とした被災地への緊急支援および復興に関わる人道支援事業 2. 防災・減災事業 研修および書籍や研修教材の頒布を通じた防災・減災に関わる認知向上と人材育成に関わる事業 3. ネットワーク構築事業 人道支援に 4. 普及・啓蒙活動 報告会、イベント等を通じた活動に 5. 継続管理 支援活動に 6. 前号に掲げる以外の活動
事業計画書 イメージ
1. 国内外の人道支援事業 1.1 国内外の緊急人道支援 ・ 人道的観点から必要とされる危機事象に対し、迅速な情報収集、先遣調査を含め適宜出動を判断し、被災地・被災者や国内外の連携協働団体等と現地ニーズに合わせた支援活動を実施する。 1.2 国内の災害支援 ・ 2024年能登半島地震の被災地域にて、復旧・復興に向けた仮設住宅入居者へ向けた家電支援、支援調整、コミュニティ形成等の人道支援活動を実施する。 1.3 海外の人道支援 ・ ウクライナへの軍事侵襲に避難を余儀なくされた周辺国に暮らす人々に対し、広島大学およびウクライナ国内の病院であるUNBROKEN等現地パートナー団体と連携し、戦争により負傷したウクライナの人々へのリハビリ支援を実施する。 2. 防災・減災事業

（分量：Word 3枚程度）

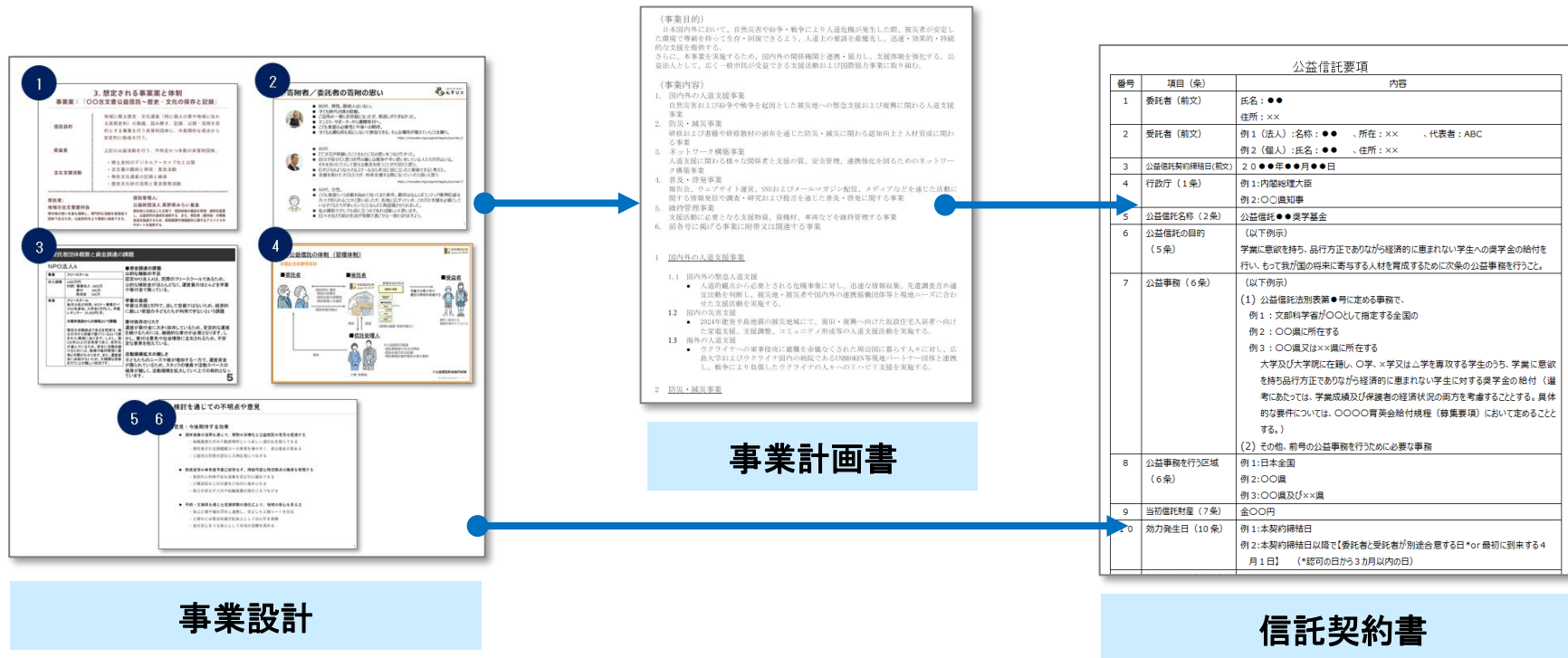
- 事業案でも詳細決めていない点に関しては、「想定・仮定」で記載いただいて大丈夫です
- 事業案が様式にそぐわない、項目が不足している場合には、欄外でその旨を明記ください

参考)事業設計から契約書作成の流れイメージ

実際の公益信託組成においても、事業案検討から事業計画書、契約書作成という流れで事業内容が詳細化されていくものと想定しております

抽象

具体





ワークショップ第2回

お疲れ様でした！